



藤

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井 直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

◆ 5月の税務と労務

5月

(卑月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

- 国 税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税／特別農業所得者の承認申請 5月16日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

地方税／自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日



相撲の懸賞金 大相撲の本場所は年6場所奇数月に開催され、5月に東京の国技館で行われるのが5月場所(いわゆる夏場所)です。相撲の好取組に出される懸賞金は、税込1本62,000円(勝ち力士の獲得金額56,700円、日本相撲協会の手数料5,300円)となっており、力士が受け取る懸賞金は事業所得として課税されます。

若者の雇用促進に関する取組

青少年の雇用の促進などを図るため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)が平成二十七年十月一日以降に順次施行されました。

同法により、「適切な職業選択のための取組」として定められたものについて説明します。

一 情報提供

【平成二十八年三月一日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供をすることを努力義務としました。

また、応募者やハローワーク等からの求めがあった場合は、次の①のアーウの三類型それぞれについて一つ以上の情報を提供することが義務付けられました。

① 情報提供項目

ア 募集・採用に関する状況
・過去三年間の新卒採用者

数、離職者数

・過去三年間の新卒採用者数の男女別人数

・平均勤続年数

イ 職業能力の開発・向上に関する状況

・研修の有無及び内容

・自己啓発支援の有無及び内容

ウ キャリアコンサルティング

・制度の有無及び内容

・社内検定等の制度の有無及び内容

エ 労働時間などに関する状況

・前年度の月平均所定外労働時間の実績

・前年度の有給休暇の平均取得日数

・前年度の育児休業取得対象者数・取得者数(男女別)

・役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

② 情報提供の方法

次の方法により情報提供を行います。

ア ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人票への記載などによる、自主的・積極的な情報提供

イ 応募者等から個別の求めがあった場合は、メールまたは書面による情報提供

③ 情報提供を行うとき

応募者等から、メールまたは書面等により次の事項が伝えられたときに情報提供を行います。

ア 氏名

イ 連絡先(住所またはメールアドレス)

ウ 所属学校名、在学年または卒業年月

エ 情報提供を希望する旨

※ 説明会や面接等のほか、事前に企業へ提出している履歴書等により本人確認を行うことができる場合等においては、口頭(電話も含む)により情報提供の求めを行うこともできます。

この場合は、企業からの情報提供についても口頭により行うことができます。

④ 不利益取扱の禁止

情報提供の求めがあったことを理由として不利益な取扱い(例えば、情報提供を求めた者に対してのみ、説明会等の採用選考に関する情報を提供しない等)をしてはなりません。

二 ハローワークの求人不受理

【平成二十八年三月一日施行】

① 不受理となる場合とは

労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けた場合等に、新卒者等であることを条件とした求人が不受理となります。

ア 労働基準法・最低賃金法に違反しているときは、次の場合に不受理とされます。

・一年間に二回以上同一条項(後記③参照)の違反について

・是正勧告を受けている。

・違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された。

・対象条項違反により送検され、公表された。

イ 男女雇用機会均等法・育児介護休業法に違反しているときは、法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合に不受理とされます。

② 不受理期間

前記①の内容に応じ、次の期間が不受理とされます(原則)。

- ・ 法違反が是正されるまでの期間+是正後六か月経過するまで。

- ・ 送検された日から一年経過するまでの期間(ただし、送検から一年経過していても、是正から六か月経過していない場合は、是正から六か月経過するまで不受理期間が延長されます)。

③ 違反をしたときに求人不受理の対象となる規定

ア 過重労働の制限などに対する規定(労働基準法・最低賃金法)

- ・ 強制労働の禁止
- ・ 賃金関係
- ・ 労働時間
- ・ 休憩、休日、年次有給休暇
- ・ 性別や仕事と育児の両立などに関する規定(男女雇用機会均等法・育児介護休業法・労働基準法)
- ・ 妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
- ・ 性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
- ・ 妊娠中、出産後の健康管理

措置

- ・ 男女同一賃金の原則
- ・ 妊産婦の坑内業務の制限等
- ・ 青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定(労働基準法)

- ・ 労働条件の明示
- ・ 年少者に関する労働基準

三 認定制度の創設

【平成二十七年十月一日施行】

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースフル認定企業」として認定する制度です。

企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図るために設けられました。

一定の認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が三百人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

① 認定基準

ここでは、認定基準の一部をご紹介します。

ア 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であるこ

と

イ 次の要件をすべて満たしていること

- ・ 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定している
- ・ 直近三事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が二〇%以下
- ・ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が二十時間以下または週労働時間が六十時間以上の正社員の割合が五%以下
- ・ 前事業年度の正社員の有給休暇の年平均取得率が七〇%以上または年平均取得日数が十日以上
- ・ 直近三事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が一人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が七五%以上
- ・ 次の雇用情報項目について公表していること
- ・ 直近三事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数・男女別採用者数、三十五歳未満の採用者数・離職者数・研修内容、先輩社員が後輩の相談にのるメンター制度

の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合

- ・ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)

エ 過去三年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと

オ 過去一年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと

② 認定を受けるメリットの例

- ・ 若者からの応募増が期待される

- ・ 認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
- ・ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ・ 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算

③ 認定手続

認定企業となるための申請・問い合わせの窓口は、各都道府県労働局です。

キャリアアップ助成金の拡充

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含みます）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、一定の取組を実施した事業主に対して助成を行うものです。

平成28年2月に、正社員や多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員）への転換等に対する助成額の拡充が行われました。

対象となるコースは次の通りです（改正内容のうち、中小企業を対象とするものの一部をご案内します）。

1 正規雇用等転換コース

有期契約労働者を正規雇用労働者にした場合の1人当たりの助成額が、60万円（改正前50万円）とされました。

その他、「有期→無期」「無期→正規」といった転換に対する金額の変更も行われています。

2 多様な正社員コース

有期契約労働者を多様な正社員に転換した場合の1人当たりの助成額が、40万円（改正前30万円）とされました。

また、「多様な正社員→正規」に転換したときの助成（1人当たり20万円）が新たに設けられました。

3 人材育成コース

有期実習型訓練修了後、正規雇用労働者等に転換した場合に行われるOFF-JT（職場外で行われる職業訓練）の経費助成額の上限が引き上げられました（例：訓練時間100時間未満のときの1人当たりの上限額は10万円→15万円へ）。

※訓練時間に応じ金額は異なります。

受給するには、事前に「キャリアアップ計画書」の提出（ハローワーク）が必要です。

入院時食事療養費の自己負担額の引上げ（健康保険）

入院時食事療養費の食事療養標準負担額（従来：1食260円）は、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めることとされ、次のとおり段階的に引き上げられることになりました。

- ・平成28年4月以降 1食につき360円
- ・平成30年4月以降 1食につき460円

なお、低所得者として区分されている者は、現行の負担額が据え置かれます。

【入院時食事療養費とは】

健康保険の被保険者が病気やけがで保険医療機関に入院したときは、療養の給付とあわせて食事の給付が受けられます。食事費用のうち、食事療養標準負担額を被保険者が支払い、残りの額を入院時食事療養費として保険者が医療機関に支払います。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や児童を育てる労働者や主婦等を会員として、子を預ける・送迎等の援助を受けることを希望する会員と、それらの援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター」が各市区町村に設けられています（国の地域子ども子育て支援事業の一として実施）。

◎相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う
- ・放課後、子を預かる
- ・保護者の病気や急用等の場合に子を預かる
- ・早朝・夜間等の緊急預かり対応（一部市区町村のみ）

料金は、各市区町村・時間帯・内容に応じて定められ、依頼をした会員から援助をした会員に対して支払われます。